

申請書・届出書等の提出窓口

注意事項

- ・この一覧表は、中部地方整備局長宛に申請、届出等する場合の提出先一覧です。
- ・ご不明な点は担当者までご相談ください。

連絡先: 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

中部地方整備局 建政部 建設産業課 不動産係

電話: 052-687-8523

○ = 提出先

	申請書等	主たる事務所の 所在する県に提出	整備局に提出	備考
1	宅地建物取引業 免許申請書(新規・免許換え・更新)	○		郵送による免許証の交付を希望する場合、免許証送付用封筒を添付すること(簡易書留料金分を含む切手440円を貼付した角形2号封筒)。
2	宅地建物取引業者名簿登載事項 変更届出書	○		
3	宅地建物取引業者免許証 書換え交付申請書		○	郵送提出可 現在の免許証を添付すること。 郵送による免許証の交付を希望する場合、新免許証送付用封筒を添付すること(簡易書留料金分を含む切手440円を貼付した角形2号封筒)。
4	宅地建物取引業者免許証 再交付申請書		○	郵送提出可 郵送による免許証の交付を希望する場合、新免許証送付用封筒を添付すること(簡易書留料金分を含む切手440円を貼付した角形2号封筒)。
5	廃業等届出書	○		免許証を添付すること。
6	営業保証金供託済届出書		○	郵送提出不可 上記連絡先担当者と日程調整の上、供託書原本を持参し、その写しを添付すること。
7	営業保証金取戻し公告済届出書		○	郵送提出可 掲載された官報を添付すること。
8	債権の申出に係る証明願		○	郵送提出可 郵送による交付を希望する場合、証明書送付用封筒を添付すること(簡易書留料金分の切手440円を貼付した角形2号封筒)。
9	業務を行う場所の届出書(宅地建物取引業法第50条第2項の届出書)	—	—	当該業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県に提出